

下水道使用料を改定します

水道経営課 ☎(45)6238



下水道事業の経営健全化を図るため、令和4年10月1日から約9%、令和7年4月1日から約11%の下水道使用料の改定を行います。

下水道を使用する皆さんには負担をお掛けすることとなりますが、財政基盤の強化による、長期的に安定した下水道サービスを提供するため、ご理解とご協力をお願いします。

Topic 新しい下水道使用料 (令和4年10月1日改定分)

排出量が多くなるにつれて1立方メートルあたりの従量使用料(単価)が上がります。(税抜き)

区分	排出量	使用料(1カ月分)			
		改定前	R4.10.1~	R7.4.1~	
一般用	基本使用料	-	700円	750円	800円
	従量使用料(1㎡につき)	10㎡まで	-	5円	10円
		11㎡~30㎡	80円	85円	95円
		31㎡~50㎡	95円	100円	110円
		51㎡~100㎡	110円	115円	125円
		101㎡~500㎡	125円	130円	145円
501㎡以上	150円	160円	175円		
公衆浴場用	基本使用料	-	350円	375円	400円
	従量使用料(1㎡につき)		一般用で算出した額の2分の1		

Topic 改定による影響額

※2カ月当たりの金額(税込)

使用料 \ 排出量	20㎡	40㎡	60㎡	500㎡	1000㎡
改定前	1,540円	3,300円	5,060円	62,590円	131,340円
R4.10.1~	1,760円 (+220円)	3,630円 (+330円)	5,500円 (+440円)	65,450円 (+2,860円)	136,950円 (+5,610円)

Topic 下水道使用料改定の背景

下水道事業は、皆さんの家庭や事業所から出る排水を下水道で運び、下水処理場できれいな水にして川や海へと放流しています。この事業を行うためには、下水道管や下水処理場の維持管理費・汚水処理費などが掛かり、この経費は下水道を使用した人が下水道使用料を支払うことで賄うべきだとされています。

市では、汚水処理費に対し、下水道使用料が足りていない状況が長く続いており、不足分は税金で負担していました。しかし、市民全体の公平な受益の観点から、税金に依存した経営状況からの脱却は必要不可欠です。このような状況を踏まえ、今後もサービスを持続的・安定的に提供していくためには、下水道使用料の改定が必要と判断しました。

汚水処理費	費用	12億4085万円
下水道使用料	収入	6億7379万円
	税金	5億6706万円 (令和2年度数値)

Topic 経営努力の取り組み

1 下水道使用料の改定を段階的にを行います

皆さんの生活への影響を考慮し、下水道使用料の改定を令和4年10月1日から、令和7年4月1日からの2段階で行います。

2 費用の削減・収入の維持向上に努めます

下水道事業にかかる経費を減らすため、中長期計画の定期的な見直しによる工事費用の平準化、国県補助対象事業の活用、地方債残高の削減、下水道使用料収納率の維持向上に努めます。

3 下水道事業の取り組みを積極的に発信していきます

下水道の仕組みや下水道使用料の使い道などを多くの方に知ってもらうため、市ウェブサイトなどで下水道事業の啓発活動に努めます。

Topic 下水道使用料改定についてのQ&A

- Q 下水道使用料の改定はどのようにして決まりましたか？
- A 令和2年度に4回開催した有識者や市民の公募委員などで構成される「大府市公共下水道事業経営検討委員会」と、令和3年度に3回開催した「経営・財務マネジメント強化事業会議」で、適切な下水道使用料を含む公共下水道事業の経営の健全化に関する検討を行いました。その結果に基づき、下水道使用料の改定について、令和3年12月議会の議決を経て決定しました。
- Q 下水道使用料が値上げされると水道料金も値上げされますか？
- A 下水道使用料のみを改定するので、今回は水道料金の改定はありません。

- Q 前回の改定はいつですか？
- A 市の下水道使用料は、供用開始した平成元年度から改定していません。そのため、県内で最も古いままの料金設定になっています。
- Q 他市と比較して下水道使用料が高くなるのではないですか？
- A 市の下水道使用料は、1カ月に20立方メートル使用した場合、値上げ前は県内で2番目に安くなっています。値上げ後も、県内で中位以下の水準となります。

引き続き、サービスの向上や徹底した経費の削減・効率化に取り組み、健全経営に努めます。